

報告 9月27日 大阪地裁 国相手の大飯原発止めよう裁判・第23回法廷&報告・交流会

## 原告が意見陳述で再稼働反対を直接訴える



原告側は、国のデータ改ざんではなく「誤記だった」との釈明を追及

裁判長は、重要な問題だと指摘 → 国は改めて説明することに

次回第24回法廷 12月25日(月)15:00～ 大阪地裁第202法廷

9月27日11時より、国相手の大飯原発3・4号の運転停止を求める裁判(第23回法廷)が、大阪地裁202号法廷で開かれた。原告・支援者約80名が傍聴し、傍聴席をほぼ埋めた。データ改ざん問題で原告側弁護士が国を厳しく追及する法廷となった。



前回の法廷で原告は、準備書面(20)で、国は武村式を否定するためにデータ改ざんをした疑いがあると指摘し、国は今回の法廷でその釈明をすることになっていた。

今回の法廷に向け、国は事前に第18準備書面を提出し、その中で、データ改ざんではなく、「誤記」だと説明した。また、原告準備書面(20)の中の「ばらつき」問題について反論を行った。原告は、準備書面(21)を提出し、国の汚染水問題について前回の第17準備書面までの主張を総まとめし、批判した。また、「訴えの変更申立書」を提出した。

開廷すると、裁判長は双方の提出した書面を確認した。

前回法廷で裁判長が交代したことから、今回は2名の原告陳述が認められた。

### 原告2名が意見陳述 再稼働反対の思いを直接裁判長へ訴える

児玉正人さんは、大飯・高浜原発から30キロ圏内にかかる京都府南丹市住民の立場から陳述した。広大な山間地区で事故情報が届かない住民が出る。避難する際に福井県民の避難が済むまで待たされる。災害危険区域が多く多雪地帯であり、道幅狭く、高齢者が多く避難困難である。関電と原発に依存する「立地自治体」のためにかげがえのない故郷を失う不合理さに甘んじることはできない。(陳述書 [http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/genkoku\\_chinjutsu\\_kodama170927.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/genkoku_chinjutsu_kodama170927.pdf))

黒田静代さんは、福島原発事故のため放射能汚染地に住む子どもたちの保養に取り組んできた立場から陳述した。せめて休暇を利用して、除染ゴミのフレコンバッグを見ることもなく、裸足で土や草に触ることができ心が落ち着くという利用者も多く、増えている。若狭の原発で事故が起これば、放射能汚染は関西・中部、琵琶湖に及ぶ。再稼働を認めない判決を心より願う。(陳述書 [http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/genkoku\\_chinjutsu\\_kuroda170927.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/genkoku_chinjutsu_kuroda170927.pdf))

直接裁判官に再稼働反対の思いを訴えるものだった。それぞれの陳述後に拍手が起こった。

「出所不明のデータ」により、地震データを変更するのはおかしいのではないか？

→ 国、「文書で質問を出したら答える」

データ改ざんについての国の釈明を、原告側弁護士は厳しく追及した。

前回法廷で原告は、被告が被告乙 61 号証の、「宮腰ほか 2015」の p. 11 表 6 に基づくとしたグラフで、次の 2 点について国の釈明を求めている。

- ① 1948 年福井地震の断層面積について、「宮腰ほか 2015」表 6 のデータ S=600 を用いず、「菊池・他 1999」のデータ S=300 を使用しているが、何故なのか。
- ② 1945 年三河地震の断層面積について、なぜ「宮腰ほか 2015」表 6 のデータ S=750 を用いず、S=375 という数値を用いたのか。また、「宮腰ほか 2015」のデータ S=750 が誤っていると判断したのであれば、何故、引用文献である「Kikuchi et al. 2003」の S=300 の数値を使用しなかったのか、その理由を明らかにすること。

「1948 年福井地震」のデータ

	地震の規模 Mo (Nm)	Mw	断層長さ L(km)	断層幅 W(km)	断層面積 S(Km2)	すべり量 D(m)
元文献データ 菊池・他 (1999)	2.1E+19	6.8	30	10	300	2.3
入倉・宮腰・釜江 (2014)	2.1E+19	6.81	30	10	300	2.3
宮腰・入倉・釜江 (2015)	2.1E+19	6.81	30	20	600	2.3

「1945 年三河地震」の地震データ

	地震の規模 Mo (Nm)	Mw	断層長さ L(km)	断層幅 W(km)	断層面積 S(Km2)	すべり量 D(m)
元文献のデータ Kikuchi et al. (2003)	1E+19	6.6	20	15	300	1.1
入倉・宮腰・釜江 (2014)	1E+19	6.60	20	15	300	1.1
宮腰・入倉・釜江 (2015)	1E+19	6.60	25	15	750	1.1

国は第 18 準備書面で、「宮腰ほか 2015」表 6 のデータの値に誤りがあったことを認めた。しかし、「宮腰ほか 2015」の著者らは 2017 年 5 月 30 日、J-STAGE に、その後「日本地震工学会論文集」に正誤表を公表し、お詫びとともに各値を訂正しているので、「意図的なデータ操作ではなく、単なる誤記であることが明らかである」と回答した。

原告側弁護士はまず、「宮腰ほか 2015」において表 6 は、断層面積 S が大きいので入倉・三宅式が正しいとする根拠としているものである。これが「意図的な改ざんではなく、誤記だとおっしゃるのか？」と返答を求めた。

国は、(被告第 18 準備書面に)「書いてあるとおり」とだけ答え、それ以上は述べない。

原告弁護士は続いて、1945 年三河地震の断層面積について元の 300 に戻さず、375 にしている。これについて国は乙 86 号証を出しているが、この文献は確認したのかと聞いた。

国は、「書面で (質問を) 出したら答える」と述べ、即答はしない。

裁判長は、「これは重要でかなりセンシティブな問題なので、書面で質問を出して欲しい」と発言した。

原告側弁護士は、断層長さを元データの 20km から 25km に変更したことについて、乙 86 号証の「Finite-Source Rupture Model Database」の値を根拠としているが、国はこの変更を是としたのかと聞いた。

国は、これについても「書面で出したら答える」と述べた。

原告側弁護士は、これには「Data source?」(データの出所が不明)と書かれている。宮腰氏が、このようなものに基づいて値を変更したのはおかしいのではないか。また、これにはマグニチュードの値として 1.13E+19 と記載されているのにこれは取り上げず 1.0E+19 のままにし、断層長さの方だけ 25km を取り上げているのは恣意的ではないか。国はこれを是としたのかどうか、はっきり書面で回答して下さいと要求した。

このやりとりの結果、裁判長は、「原告は質問を書面で示し、国はきちっと書面で回答すること」とまとめた。原告は 2 週間以内に書面で質問事項を提出することになった。

## 汚染水問題で国の書面を徹底的に批判

原告側弁護士が、準備書面（21）の要旨を陳述した。

設置許可基準規則第 55 条が重大事故時に工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備を要求するが、国の主張は、それを必要とする場面は「極めて限られている」、「現実には想定しがたい」として、実際に事前に配備する設備は、気体状の放射性物質を打ち落とす放水砲のみで十分としている。反面、汚染水対策の必要性への反論は述べていない。国の汚染水対策が不要との主張は、深層防護の考え方と、この考えに立つ規則の体系を無視するものであり、福島事故の教訓を受け取らないもので失当である。国は、設置許可基準規則 55 条違反を放置し、関電に設置変更許可処分を行ったもので、規制委員会は設置変更許可処分を取り消さなければならない。

最後に、裁判長は次回期日が 12 月 25 日（月）15 時からであることを確認し、国は、今回法廷で質されたことに回答をするとともに、原告準備書面（20）の反論を行い、（21）については検討の上、必要があれば反論することになった。原告は国第 18 準備書面への反論を行う。書面提出期限は 12 月 18 日。また新たに、次々回の期日が 2018 年 3 月 14 日（水）11 時からと決まった。

法廷終了後、近くの弁護士会館に移動し、報告・交流会を行った。

はじめに、陳述人のお二人から陳述についての発言があり、続いて弁護士から、データねつ造問題と汚染水問題の原告準備書面（21）の紹介をして頂いた。また、「訴えの変更申立」について、これまでは住民が重大な損害を受ける恐れがあることを立証し、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会に運転停止命令を義務づける訴訟だったが、5 月 18 日に新規制基準に適合するものとして設置変更許可が出たことから、基準に適合してないことを立証し許可取り消しを求めるといふ訴えに変更することを申し立てたもの、との説明があった。

原発稼働で規則違反の火山灰問題について、原告団共同代表の小山さんから解説があった。

交流の時間で、玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会の石丸さんから玄海原発の避難訓練や地元訪問の報告、関西での取り組みとして滋賀県の大飯原発 30 キロ圏の訪問等の報告があった。安定ヨウ素剤の保管について、大阪府は関電も保管していると説明しているが、参加者から関電は、「ヨウ素剤は社員と下請社員用のみだ」と言っているとの報告があった。京都賠償裁判原告は、9 月 29 日法廷の傍聴と署名協力を呼びかけ、関西訴訟原告は、11 月 30 日法廷の傍聴を呼びかけた。

次回 12 月 25 日（月）法廷への参加を呼びかけ、報告・交流会を終えた。

2017. 10. 8

おおい原発止めよう裁判の会事務局

次回第 24 回法廷	12 月 25 日（月）	15 時～
次々回第 25 回法廷	2018 年 3 月 14 日（水）	11 時～